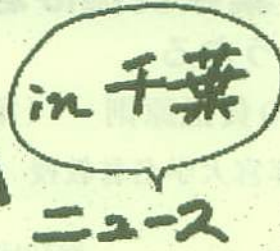


# STOP! ザ ハッ場ダム

やんば



TEL & FAX  
043-486-1363

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 中村春子・村越啓雄 ホームページ <http://stopyamba.cool.ne.jp/>

## 2年目を迎えたハッ場ダム裁判 もう一度論点をはっきりさせて聞おう

2004年11月29日、私たち51名の原告は、35名の代理人弁護士に守られて千葉県知事らを被告に、公金支出差止等請求住民訴訟を千葉地裁に起こしました。

裁判の提起に先立つこと1年、各地の環境団体などが学習会を重ね、ハッ場ダムは不要だ、と叫びましたが、千葉県議会でも5都県議会でもこの声は届かず、2110億円の計画が4600億円と膨れ上がっても見なおしは通りませんでした。この先は裁判で判断してもらえない、という結果になり裁判に至ったのです。しかし国の計画に市民が勝てるのか、その費用はと先に進めない不安な状況が続きました。

その後、「ハッ場ダムを止めよう！首都圏集会」に市民オンブズマンが参加し、裁判の弁護活動を担当する弁護士との結集が進みました。現在の1都5県での住民監査請求と裁判提訴へと進んできたものです。

裁判は、ハッ場ダム建設事業費等の支出が法律に反して支出されている。支出を取りやめて、支出した経費は責任者の知事、水道局長、企業庁長が千葉県に返還することを求めているものです。提訴から1年を経た今日、問題点を見つめなおして見ましょう。

1300人で請求した住民監査結果は、①治水に対する負担金の支出は知事に判断の余地がない。従って監査請求の対象にならない、と却下されました。つまり監査請求する条件が整っていない、と判断され、②その他に対しては棄却をしました。

私たち原告がこの裁判で主張するのは

- ①ハッ場ダムによる、利水上の利益が無いこと。人口の減少などから需要を賄え、ハッ場ダムは不要である。
- ②治水上の利益が無いこと。洪水対策に役に立たないし、千葉県は「著しく利益を受ける」関係には無い。
- ③不要なダムの経費を支出することは、法に反すること。
- ④ハッ場ダムの事業は国の計画だから、県が支出するかどうかは自治体自身の選択の問題であること。(県財産の管理は、国の協力を必要とせず、と表現しています)

以上の四点が問題点です。そしてこれらを管理する知事、水道局長、企業庁長に対して損害賠償請求しています。(村越啓雄)

次回裁判は2月17日(金)10時20分から千葉地裁301法廷です。

千葉地裁玄関(千葉県千葉市中央区中央4-11-27)に10時に集合してください。

裁判終了後に「ハッ場ダムをストップさせる千葉の会」総会を開きます。

11時15分までに市民ネットワーク千葉・4F会議室へお集まり下さい。

## 「著しい利益」がない千葉県負担は違法

——河川法第63条ではこうなる

～河川の管理に要する費用の負担原則～（第3回）

宇都宮大学名誉教授 藤原 信



### ◆群馬のダム費を千葉も負担

千葉県は、群馬県の吾妻川に建設されるハツ場ダムのために、治水分として585億円を負担することになっています。7割の410億円は国庫補助金が出ますから、千葉県の治水分の直接の負担額は175億円となります。群馬県に建設されるダムのためになぜ千葉県が費用を負担するのでしょうか。

1級河川の利根川の管理に関する費用は、河川法第59条の規定により、原則として国が負担することになっています。

しかしその管理によって生ずる利益は都道府県にも帰するので、公平の原則の見地から、管理に要する費用を都道府県にも負担させることにしたのが河川法の第60条と第63条です。

### ◆河川法はどうなっているか

第60条「都道府県《群馬県》は、その区域内における1級河川の管理に要する費用については、政令で定めるところにより、その2分の1を負担する。」により、群馬県は受益分として、河川管理の費用の一部を負担します。

第63条（他の都道府県の費用負担）「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都道府県《群馬県》以外の都道府県《千葉県》が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都道府県《群馬県》が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県《千葉県》に負担させることができる。」という規定により、千葉県が費用の一部を負担することになります。（アンダーラインと《群馬県・千葉県》は藤原が挿入した。）

### ◆著しい利益を受ける場合は例外だが

しかし、千葉県が費用を負担する場合は『著しく』利益を受ける場合です。

『河川法解説』（1994年）には「著しい利益とは、他の都道府県が一般的に受ける利益をこえる特別の利益である。河川は、上流から河口に至るまで連続した一の水系を成し、その管理も水系を一貫して行われるべきものである。ある都道府県の区域内における河川管理により、他の都道府県が多かれ少なかれ利益を受けるのは当然予想されるところであり、多少なりとも利益があれば常に本条の負担金を課することとするのは、本法において河川の管理のための費用負担の体系を定めた趣旨に反するものと考える。」と説明されています。

### ◆百\*。上流では治水のメリットなし

利根川の上流の吾妻川から銚子の河口まで一連の水系ですから、ハツ場ダムの建設で、千葉県は多少の利益を受けることは当然に予想されますが、100キロ以上も離れた上流に建設されるハツ場ダムが、直接、千葉県の治水に役立つとは思われませんので、千葉県が『著しい利益』を受けることはありません。

### ◆二重の負担の千葉県民

利根川の治水計画によれば、関宿（野田市）で江戸川に毎秒7000トン进行分流し、印旛沼調整池を活用した新たな利根川放水路で1000トン进行東京湾に流すことになっています。ハツ場ダムのカット量は600トンです。

新利根川放水路の事業費は3000億円といわれていますので、建設をすとなれば、千葉県は3分の1の1000億円を負担することになります。

ハツ場ダムの費用を負担する上に、利根川放水路の費用も負担するとすれば、千葉県は二重の負担をすることになります。

ハツ場ダムから「著しい利益」を受けることのない千葉県は、費用を負担する法的根拠はありません。法的根拠のない支出は違法だと思います。

# ハッ場ダムをストップさせる

## 千葉の会への入会のおさそい

これから続く裁判を勝ち抜くためには、大勢の力が必要です。ぜひ千葉の会に入会していただき継続的にご支援下さるようお願いいたします。

年会費は一口1000円(何口でも)です。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けする予定です。ハッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう!

※ 会費、カンパは左記の郵便局の振替口座へお振込みください。(通信欄には会費、カンパの別、また、連絡費の軽減のためファックス番号やメールアドレスなども記入ください。)

**振替 00120・5・426489**  
**ハッ場ダムをストップさせる千葉の会**

### ★千葉の会とは

2004年9月、千葉県に住民監査請求を行うための請求人の募集をした時にその取りまとめを行ったメンバーによって発足しました。

関係6都県にも同様の会があり、ハッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換をしながら共に活動しています。この6団体の連合体が「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

### ★どんな活動をしているの?

一昨年11月の千葉県監査委員の「却下・棄却」を受けて有志51人が原告となり住民訴訟を起こしました。原告には水問題や自然保護などの運動に取り組む市民や研究者が大勢参加しています。千葉の8人の弁護士を含む35人の大弁護団の強力な支援を得て、現在、第5回裁判(2月17日)にむけての準備を進めています。

### ★原告もがんばりましょう!

法廷では、なんとといっても弁護士のみなさんにリードしてもらわなければなりません。しかし、法廷にのぞむ準備や、裁判傍聴などは私たち原告のなすべきことです。途中であきたりしないで強い関心をもつてのぞみましょう。

証拠書類の収集やコピーを弁護団と原告のみなさんへ配布することは事務局で対応していますがなかなかの作業量です。パワー不足を痛感しています。ハッ場ダム訴訟にかぎりませんが、法廷での争いも、そのみでは勝利が困難です。市民が参加して、見守っているという実績があつて、はじめて相手の変化が期待できます。また、2周年を機に千葉の会では次のイベントも計画しています。皆さんの積極的なご参加と応援を引き続きお願いいたします。

◎ ハッ場ダム現地ツアー(5月6・7日)

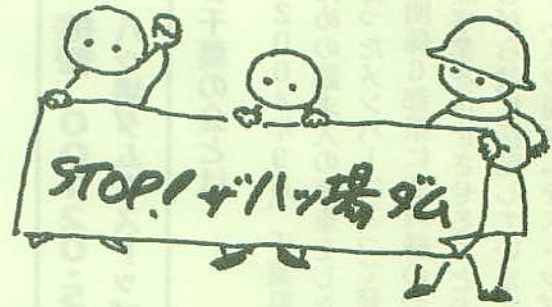
◎ 利根川上流く下流の現地見学会(6月上旬)

### 各地の訴訟進行状況 (昨年末から今年にかけて)

- (1) 群馬県 第5回12月16日13時30分 原告反論(財務会計行為論)  
第6回 2月10日13時30分 1月末に治水書面提出予定  
第7回 5月12日13時30分 利水書面提出予定
- (2) 栃木県 第6回 3月 9日10時 実体論=ハッ場ダム書面提出予定
- (3) 宇都宮市 第6回 3月 1日10時
- (4) 千葉県 第5回 2月17日10時20分 1月末に治水書面提出予定
- (5) 茨城県 第5回12月13日13時30分 原告反論(財務会計行為)  
第6回 2月28日11時30分 2月3日までに治水書面提出予定
- (6) 埼玉県 第6回 1月25日11時30分 被告が利水のうち暫定水利権の主張準備、原告は利水書面提出予定
- (7) 東京都 第6回12月12日11時 弁論準備 財務会計行為論主張提出、利水書面提出  
第7回 2月16日13時 原告財務会計行為主張整理、被告請求原因の認否反論



みて！みて！  
聞いて！聞いて！  
ハッ場ダム裁判  
千葉



## 井村弘子さんから入江晶子さんへEメール

早速に第4回の裁判（平成17年11月18日）についての報告をご送付いただき、また的確なまとめにただただ感謝しております。

私も被告側の伴弁護士の陳述について感じましたのは、あまりにも表面的な事態の捕らえ方でした。ハッ場ダムについて千葉県がとっている態度の釈明から一歩も出ていないと痛感いたしました。

本事業について本県は既に8億8千万円の支出をしています。伴弁護士はこのことについて、「事務監査請求をすれば済むこと」と主張しています。しかし、問題は単にこれだけのことではないでしょう。この事業は本県にとっていらない事業なのです。むしろこのいらない水を無理に使おうとして、環境破壊にもつながる、県土計画を作成しているという情報も聞いています。川べりの農民を農地から追い出し疲弊させています。そんなことが千葉県にとって、どんなプラスがあるのかと思います。

なにを目的にこのダムの水が必要なのでしょう。反って千葉県の今後の発展に負の政策を強いることになるのではないかと思います。いま私たちは、この魔法の実態を解明していかなければならないと思います。

千葉県は赤字財政です。これに更に9億の赤字の支出をしました。それを法規上違反ではないといえます。この調子では今後、更に千葉県の財政の危

険性が増すということになりそうです。

巷には、金を出させて承認を得るということがあるかもしれませんが、国がやることではないと思います。地方財政に負担を負わせて、国が一方的に論外な事業を進め、それが地方財政を脅かしていることがマスコミにも多く報道されている昨今です。わたしたちはこのいらないダムの水について大いに反論しましょう。『裁判でしか国や県と話し合いができない』というのはおかしなことですがそれが現実です。より多くの話し合いで国と地方を結び着ける先駆けとして国に、県に警鐘を鳴らしていきたいと思えます。

こんなことを第4回裁判から感じ取りました。駄文ですがみなさんのご意見もお聞きしたくてお送りさせていただきます。（井村 弘子）

第4回裁判の感想をお寄せいただき、ありがとうございました。本来、このハッ場ダムが必要か、不要かを立証する責任を負っているのは、行政側であり、私たち住民ではないはずですが、なぜ必要なのかを明確に我々に示すべきなのですが、井村さんがおっしゃるとおり、法廷においても「県がとっている態度から釈明の一歩もでていない」ことは明らかですね。堂本さんにもぜひ裁判の傍聴をしていただきたいところです。（入江 晶子）

### ……………第5回裁判の期日……………

日時：2006年2月17日（金）10時20分から

場所：千葉地方裁判所 301法廷（3階）

原告の意見陳述が行われます。多くの方が傍聴し、市民の関心の高さを示しましょう。裁判の後、説明会を開き裁判所での分かり難いやりとりを解説します。場所：市民ネットワーク千葉会議室

集合：10時 千葉地裁玄関前 千葉県千葉市中央区中央4-11-27)